

多要素認証の導入についておよびその対象者

厚生労働科学研究成果データベースでは、令和7(2025)年4月より下記(※)の理由により多要素認証を導入いたしました。

本データベースにおいてログインを伴う操作を必要とする研究者および事業担当者がログインする際には、以下の操作が必須となりますのでご了承ください。

- ① ログイン画面で、ID・パスワードを入力して[ログイン] ボタンをクリック。
- ② 本データベースに登録したメールアドレスで「認証コード通知」を受信。
- ③ メールに記載された認証コードを該当画面で入力して[認証] ボタンをクリック。

※ ログイン ID 等変更に関する根拠規定（公開情報から）

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年度版）」から抜粋

<https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr7.pdf>

対象者：本データベースでログインを伴う操作を必要とするユーザー全て

「第7部 情報システムのセキュリティ要件 7.1.1 主体認証機能」から

遵守事項

(1) 主体認証機能の導入

(c) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う情報システムにおいて、主体認証情報の漏えい等による不正行為を防止するための措置及び不正な主体認証の試行に対抗するための措置を講ずること。

対象者：本データベースでログインを伴う操作を必要とする事業担当課（配分機関）担当者

「第6部 情報システムの構成要素 6.2.5 データベース」から

(1) データベースの導入・運用時の対策

(b) 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータにアクセスした利用者を特定できるよう、措置を講ずること。

* 本データベースに登録したメールアドレスが現在ご使用になれない場合は、登録情報等確認後、メールアドレスのみ修正いたします。ご本人様より下記にご連絡ください。

国立保健医療科学院 図書館・情報システム管理室

厚労省 Grants System 担当

TEL：048-458-6210

E-mail： mhlw-grants@niph.go.jp